

八幡浜市建設工事執行事務取扱要綱

〔平成17年3月28日〕
要綱第54号

改正 平成23年 3月31日要綱第13号 平成26年 2月28日要綱第4号
令和 元年 9月19日要綱第14号 令和 4年 3月17日要綱第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、八幡浜市の工事（以下「工事」という。）の執行手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札・契約依頼)

第2条 当該工事を主管する課（以下「主管課」という。）等の長が、入札・契約を依頼する時は、工事（業務）入札及び契約依頼書（様式第1号）に実施設計書2部を添えて契約担当課に提出しなければならない。

(工事施行伺)

第3条 契約担当課長が、工事を施行しようとするときは、工事施行伺（様式第2号）に実施設計書又は見積書を添付して、八幡浜市事務決裁規程（平成17年規程第8号）に定めるところにより（第5条及び第10条第1項において同じ。）決裁を受けなければならない。

(業者選定)

第4条 契約担当課長は、1件の設計金額が3,000万円以上の工事の入札を執行しようとするときは、あらかじめ八幡浜市競争参加資格審査会規程（平成17年規程第15号）において、業者選定をしなければならない。

(工事変更執行伺及び決裁)

第5条 主管課等の長は、工事の変更の必要を生じたときは、工事変更施行伺（様式第3号）に変更設計書又は見積書を添付して、契約担当課長を経由して決裁を受けなければならない。

(予定価格の決定)

第6条 予定価格の決定は予定価格表（様式第4号）によるものとし、1件の設計金額が1,000万円を超えるものは市長が、500万円を超え1,000万円以下のものは副市長が、130万円を超え500万円以下のものは担当部長が、130万円以下のものは契約担当課長が定めるものとする。

(入札の執行)

第7条 入札の執行は、契約担当課長が行うものとする。

(入札執行表)

第8条 契約担当課長は、入札を執行したときは、工事請負入札執行表（様式第5号）を作成しなければならない。

(工事期間の設定)

第9条 工事期間の設定は、基準により主管課等の長が定める。

(工事の中止)

第10条 主管課等の長は、工事の中止をする必要が生じたときは、その理由を付して工事中止伺（様式第6号）を作成し、決裁を受けなければならない。

2 工事の中止をするときは、速やかに工事の中止について（様式第7号）により、請負者に通知しなければならない。

3 工事の中止を解除するときは、速やかに工事の中止解除について（様式第8号）により請負者に通知しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、工事の執行手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の保内町建設工事執行事務取扱要綱（平成14年保内町要綱第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月31日要綱第13号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日要綱第4号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月19日要綱第14号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、この要綱による改正後の八幡浜市建設工事執行事務取扱要綱様式第4号の規定は、同日以後に公告し、又は通知する入札から適用する。

附 則（令和４年３月１７日要綱第６号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号

契約担当課長	補 佐	係 長	回 議	係
主管課長	補 佐	係 長	回 議	係

工事（業務）入札及び契約依頼書

年 月 日

契約担当課長 様

担当課 課長

下記のとおり工事（業務）の入札及び契約を依頼します。

記

1 工事（業務）名

工事（業務）番号

工事（業務）名

2 内容

別冊設計書（仕様書）のとおり

3 予算科目

会計	款	項	目	節

4 予算額 千円

5 その他

① 工期（期間）

（特に希望する完成期限があれば： 年 月 日）

② 事業区分 国補 県補 市単

③ 担当者 技術（監督職員）

事務担当者

④ その他（入札及び契約等で特記すること。）

様式第2号

決裁区分				契約担当課			
甲	乙	丙	丁				
市長	副市長	部長	課長	課長補佐	係長	係	起案者
合				起案	年	月	日
				決裁	年	月	日
				番号	第		号
				施行	年	月	日
議	主管課	部長	課長	補佐	係長	回議	係
工 事 施 行 伺							
別冊設計書により下記のとおり工事を施行したく可否をお伺いします。							
記							
1	工事番号						
2	工事名						
3	工事箇所	八幡浜市			地内		
4	工事概要						
5	設計金額	別冊設計書のとおり					
6	施行方法						
7	指名業者名						
8	入札日時	年		月	日 ()	時	分

八 幡 浜 市 役 所

9	工期	
10	完成期限	
11	貸与品及び支給材料	
12	調査基準価格	無・有
13	工事完成保証人	不要・要
14	入札保証金	免除・要（入札金額又は見積金額の5/100以上）
15	契約保証金	不要・要（請負代金額の10/100分以上）
16	前払金	請負代金額の 割以内
17	部分払	工期中 回以内
18	支出科目	
19	予算額	
20	その他	

様式第3号

完結	年 月 日			分類記号		保存	年			
整理番号	第 号			立案	年 月 日			変更理由その他		
市長	副市長	部長	課長	課長補佐	係長	回議	係	1 変更理由		
			契約担当課長	課長補佐	係長	回議	係			
<p>工事変更施行伺 下記の工事変更施工（第 回）について、別冊設計書のとおり施行いたしたい。 記</p>										
年度	年度			前設計金額		2 既定請負者				
会計										
科目	款			同上内訳	請負対象額					
	項									
	目									
	節			変更設計金額						
設計番号				同上内訳	請負対象額					
工事名										
工事場所				請負代金	前回					
					変更後					
執行方法	既定請負者と随意契約					差引増減				
						決裁	第 号	年 月 日		

様式第 4 号

予 定 価 格 表

工事番号 工事名	設計工事費 (請負対象額)	予定価格	契約規則第 16 条第 1 項の基 準	備 考
		入札書比較価格 (予定価格の 100/110)		
	円	円	調査基準価格	調査基準価格 / 予定価格 = % (7/10 から 9/10 までの 範囲内)
			円	
		円	調査基準価格の 100/110	
			円	

上記のとおり決定する。

年 月 日

八幡浜市長

様式第6号

決裁区分				主管課			
甲	乙	丙	丁				
市長	副市長	部長	課長	課長補佐	係長	係	
合				起案	年	月	日
				決裁	年	月	日
				番号	第		号
				施行	年	月	日
議	契約担当課	部長	課長	補佐	係長	回議	係
工 事 中 止 伺							
下記の工事を中止いたしたい。							
記							
1 工事番号							
2 工事名							
3 工事箇所 八幡浜市 地内							
4 完成期日							
5 請負代金額							
6 請負者氏名							
7 中止命令 年 月 日							
8 中止解除（予定） 年 月 日							

八 幡 浜 市 役 所

9 中止	日数	日
10 中止理由		

様式第7号

第 号
年 月 日

(請負人)

様

八幡浜市長



工事の中止について (通知)

下記の工事の施工は、 年 月 日から別途通知するまで中止
することにしましたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 施工箇所

様式第 8 号

第 号
年 月 日

(請負人)

様

八幡浜市長



工事の中止解除について (通知)

年 月 日第 号をもって中止しました下記の工事については、中止解除しましたので通知します。

記

1 工事番号

2 工事名

3 中止年月日 年 月 日

4 中止解除年月日 年 月 日

5 中止日数 日

6 中止による完成期日 年 月 日